

昭和20年8月2日～25年8月1日生まれの

国民健康保険に加入する70歳以上の方へ

新しい高齢受給者証を世帯主宛てに7月17日に発送します



7月27日(月)までに届かない方は、医療保険年金課国保資格係へご連絡ください。8月1日(土)からは、新しい高齢受給者証(有効期限は令和3年7月31日)をお使いください。

※75歳からは後期高齢者医療制度の対象になるため、令和3年7月31日までに満75歳になる方の有効期限は「誕生日の前日」です。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

①収入額による特例

令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の収入が収入基準額(※)に該当する場合は、申請により「2割」となります。

※収入基準額…同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は合計額が520万円未満

②緩和措置

次の全てに該当する場合は、申請により自己負担額の割合が「2割」となります。

▶同じ世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる

▶70歳～74歳の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度に移行した方の令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の収入の合計額が520万円未満

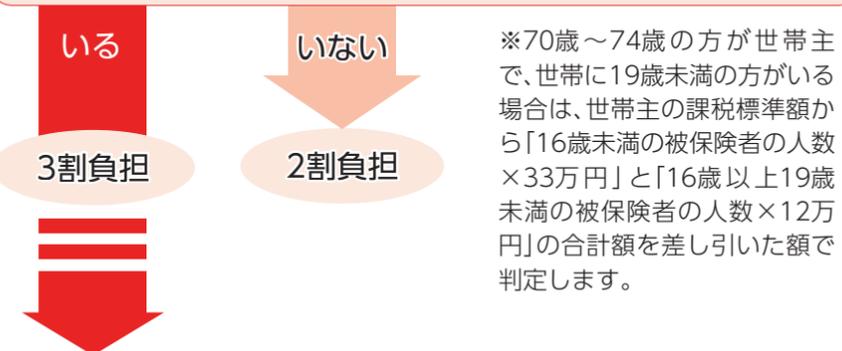
★①②いずれかに該当する可能性のある方には、「基準収入額適用申請書」を7月14日までに順次発送しています。自己負担額の割合変更は申請日の翌月1日からです。お早めに医療保険年金課国保資格係の窓口で申請してください。

【必要書類】▶基準収入額適用申請書、▶保険証、▶高齢受給者証、▶届出人の本人確認書類、▶届出人・手続き対象者の個人番号確認書類、▶「令和元年(平成31年)分の確定申告書(控)」や「令和2年度特別区民税・都民税(住民税)申告書(控)」等の令和元年(平成31年)中の収入金額が確認できる書類

医療費の自己負担額(一部負担金)の割合

令和2年度住民税の課税標準額に応じて判定し、8月から適用します。

同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者に令和2年度住民税の課税標準額(総所得金額等から各種所得控除を引いた金額)が145万円以上の方が



※70歳～74歳の方が世帯主で、世帯に19歳未満の方がいる場合は、世帯主の課税標準額から「16歳未満の被保険者の人数×33万円」と「16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円」の合計額を差し引いた額で判定します。

★自己負担金の割合が3割の方で上記①②いずれかにより自己負担額の割合が下がる可能性のある方は申請を

国民健康保険に加入している方へ

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してみませんか

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)と同等の品質・安全性を持つ、薬機法(※)に基づき承認されている医薬品です。利用することで、薬代を安くすることができます。希望する方は、医師または薬剤師にご相談ください。

※薬機法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

◆「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月・10月・令和3年2月に発送します。生活習慣病等で服用が必要となる医薬品について、ジェネリック医薬品を利用した場合、一定以上自己負担額の軽減が見込まれる方にその差額をお知らせします。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

65歳以上 令和2年度 介護保険料納入通知書の方へ 7月15日に発送します

令和2年度の介護保険料は、令和元年中(平成31年中)の所得に基づく令和2年度の住民税課税状況と、令和2年4月1日現在の世帯状況で計算します(令和2年4月2日以降に新宿区に転入した方や65歳になった方は、資格を取得した日の世帯状況で計算)。

※3月17日～4月16日に確定申告をした場合、今回お知らせする令和2年度の介護保険料を変更することがあります。

※介護保険料納入通知書は、東京都シルバーパス(満70歳以上の希望者に東京バス協会が発行)購入の際、所得確認書類として使用できます。再発行はできませんので大切に保管してください。

※7月31日(金)までに納入通知書が届かない方はご連絡ください。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4597へ。

- 国民健康保険
- 介護保険(第一号被保険者)
- 後期高齢者医療制度

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料の納付が困難となった世帯等の保険料を減免します

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなど納付が困難となった方の保険料を申請により減免します。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】保険料減免担当(第1分庁舎7階) ☎(5273)4189 (土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)へ。

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料のお支払いが難しい方へ

国民年金の特例免除・学生納付特例 保険料免除申請対象期間を延長しました ～7月分以降の国民年金保険料も対象です

【保険料免除申請対象期間】▶令和元年度分…令和2年2月分～6月分(学生の方は令和2年2月分～3月分)、▶令和2年度分…令和2年7月分～3年6月分(学生の方は令和2年4月分～3年3月分)

【対象】次の要件を全て満たす方

▶令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した
▶令和2年2月以降の所得等の状況から見て、令和2年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる

【申請に必要なもの】▶国民年金保険料免除・納付猶予申請書または学生納付特例申請書、▶簡易な所得見込額の申立書、▶学生証(学生のみ)、▶本人確認書類 ※申請書等は日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)から取り出せます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出をご活用ください。

【提出先・問合せ】▶新宿年金事務所(〒169-8601大久保2-12-1、1階) ☎(5285)8611、▶区医療保険年金課年金係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4338へ。

暮らし

リサイクル講座

●唐辛子を使って鳥のオブジェ作り
【日時】7月25日(土)午後1時30分～3時
【対象】区内在住・在勤・在学の方、10名
【持ち物】筆記用具、作品を持ち帰る袋
【会場・申込み】7月17日(金)から電話または直接、西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5) ☎(5272)5374(月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌日休館)へ。先着順。

エコバッグはこまめに掃除・洗濯を

7月からレジ袋が有料となり、エコ

バッグを使う機会が増えてきます。エコバッグに付着した食品の水分や野菜のくず等の汚れは、カビや臭いの原因となります。食中毒につながる恐れがあります。エコバッグはこまめに掃除・洗濯することを心がけましょう。

【問合せ】ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318へ。

福祉

認知症介護者相談

【日時】8月3日(月)午後2時～4時
【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室
【対象】認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名
【内容】西新宿コンシェルシアクリニック

精神科医師による個別相談

【申込み】7月17日(金)から電話で高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階) ☎(5273)4593へ。先着順。

もの忘れ相談

【日時】8月27日(木)午後2時30分～4時
【対象】区内在住で「最近もの忘れが多い」と心配のある方、4名

【内容】新宿区医師会認知症・もの忘れ相談医による個別相談

【会場・申込み】7月17日(金)から電話で戸塚高齢者総合相談センター(高田馬場1-17-20) ☎(3203)3143へ。先着順。

地域ささえあい活動助成金(第3期)助成団体を募集

助成金ガイドラインの一部に変更が

あります。詳しくは、お問い合わせください。

【対象団体】区内で活動する、福祉団体、町会・自治会、市民活動団体、当事者団体ほか

【対象事業】10月1日以降に実施する ▶地域福祉の視点が盛り込まれた行事・活動・学習会、▶地域での支え合い・助け合い活動、▶ふれあい・いきいきサロンの運営、▶障害者・難病患者などの当事者団体の活動ほか

【申込み】事前連絡の上、所定の申請書等を8月20日(必着)までに郵送で区社会福祉協議会法人経営課(〒169-0075高田馬場1-17-20) ☎(5273)2941へ。要綱・申請書は同協議会で配布しているほか、ホームページ(<http://www.shinjuku-shakyo.jp>)から取り出せます。